

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 出水市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	94.1%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.2%
全職員	73.5%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	98.6%
本庁課長相当職	95.8%
本庁課長補佐相当職	92.9%
本庁係長相当職	91.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.7%
31～35年	94.2%
26～30年	93.1%
21～25年	89.1%
16～20年	85.7%
11～15年	93.4%
6～10年	101.8%
1～5年	88.5%

【説明欄】

- ・「任期の定めのない常勤以外の職員」において女性の割合が76%と大きいため、「全職員」でみた場合の差異が大きくなっている。
- ・扶養手当の受給者に占める男性の割合が76%、住居手当の受給者に占める男性の割合が65%と男性に支給している割合が多い。
- ・勤続年数6～10年は男女の給与の差異が101.8%となっているが、女性の割合31%（うち資格職56%）、男性の割合69%（うち資格職20%）であり、看護師等の資格職が、一般事務職よりも基本給が高いことが影響している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。